



平成 20 年 5 月 26 日

各 位

会社名 さくらインターネット株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼
最高経営責任者 田中 邦裕
(コード番号 3778 東証マザーズ)
問合せ先 取締役最高財務責任者
片岡 督雄

「準備金の額の減少及び剰余金の処分」及び「定款一部変更」に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 26 日開催の取締役会で、平成 20 年 6 月 25 日開催予定の第 9 回定時株主総会において、下記のとおり「準備金の額の減少及び剰余金の処分」及び「定款一部変更」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 準備金の額の減少の目的

今後の機動的な資本政策に備えるため、会社法第 448 条第 1 項に基づいて、準備金の額を減少してその他資本剰余金に振替え、当該剰余金の処分により繰越利益剰余金の欠損填補を行うものであります。

2. 準備金の額の要領

会社法第 448 条第 1 項に基づき、平成 20 年 3 月 31 日現在の当社利益準備金 2,880,000 円の全額及び資本準備金 729,232,734 円の全額を取り崩し、その他資本剰余金に振り替えます。

3. 剰余金の処分の目的及び内容

会社法第 452 条の規定に基づき、上記の効力が生じた後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替、欠損填補するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 729,232,734 円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 729,232,734 円

4. 準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日 平成 20 年 5 月 26 日

(2) 株主総会決議日 平成 20 年 6 月 25 日 (予定)

(3) 効力発生日 平成 20 年 6 月 25 日 (予定)

定款一部変更の件

1. 定款一部変更の理由

会社法第2条第6号イに該当し大会社となりますので、会社法第328条第1項の規定により監査役会及び会計監査人の設置が義務付けられることとなります。したがって、現行定款第4条(機関)に「監査役会」及び「会計監査人」を追加し、併せて「第5章 監査役」に所要の変更を行うとともに、「第6章 会計監査人」を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第31条~第32条</p> <p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第34条~第35条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第6章 <u>会計監査人</u></p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p><u>第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算 第 33 条 ~ 第 36 条 (省 略)</p>	<p><u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 38 条 会計監査人の報酬等は、取締役会において監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p><u>第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第7章 計 算 第 40 条 ~ 第 43 条 (現行どおり)</p>
--	--

3. 定款一部変更の日程

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 20 年 5 月 26 日 |
| (2) 株主総会決議日 | 平成 20 年 6 月 25 日 (予定) |
| (3) 効力発生日 | 平成 20 年 6 月 25 日 (予定) |

以上

本件に関するお問い合わせ先
さくらインターネット株式会社
企画部 I R 窓口：T E L 0120-654-835 (フリーダイヤル)
受付時間：9 時 30 分 ~ 18 時 30 分
月曜 ~ 金曜 (祝祭日を除く)